

重要事項説明書（居宅介護支援）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社コスモインターリアリティー
代表者氏名	代表取締役 米田 照子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	東京都世田谷区等々力 6-5-3 電話番号 03-3727-2434
法人設立年月日	昭和58年3月4日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	シティ
介護保険指定 事業者番号	目黒区指定 (1371004738)
事業所所在地	東京都目黒区八雲 2-11-6 C i b e l e s 203
連絡先 相談担当者名	TEL 03-5726-9508 FAX 03-5726-9509 管理者 田原 勝善
事業所の通常の 事業の実施地域	目黒区・世田谷区下馬、奥沢、深沢・大田区千束 (上記地域以外の方もご希望の方はご相談下さい)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法等関係法令及び当事業所の方針に従い、当該介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	ご利用者の意思及び人格を十分に尊重し、又ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう、中立公正な立場でサービスを調整する。事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

(4)

営業日	月～金 (12月29日～1月3日・8月13日～15日を除く)
営業時間	09:00～18:00 (営業時間外でも転送電話にて24時間対応致します。)

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 田原 勝善
-----	-----------

職	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	1 居宅介護支援業務を行います。	常 勤 5 名

(6) 居宅介護支援の内容、利用料(別紙)及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	重要事項別紙のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1ヶ月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求方法等	ア 当事業所が提供する居宅介護支援について、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。
--------------------	---

② 利用料、その他の費用の支払い方法等	ア 上記①に該当しない特別な事情があった場合のみ下記の方法で利用料をお支払い頂くことがあります。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)
---------------------	--

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	担当 田原 勝善
-------------	----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 ハラスメント防止について

男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつハラスメント対策に取り組みます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」と
--------------------------	--

	いう。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。(A4一枚 10 円)

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	賠償責任保険
保障の概要	居宅介護支援事業（居宅介護支援業務特約条項附帯）

11 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 指定居宅介護支援内容の見積もりについて…別紙

13 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

事業者	所在地	〒152-0002 東京都世田谷区等々力 6-5-3
	法人名	株式会社 コスモインターリアリティー
	代表者名	代表取締役 米田 照子 印
	事業所名	シティ
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

(別 紙)

居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、利用者及びその家族は、当該地域における複数の指定居宅サービス事業者等に関する情報を提供することや、ケアプランに位置付けた理由の説明を求めることができる。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、本人、家族の意向をもとに、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、利用者が病院、診療所に入院する必要がある場合は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該利用者から入院先の病院、診療所に伝えることを依頼します。
- ④ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに1ヶ月に1回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に関し介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

利用料及びその他の費用について

①基本料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額支給されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納などがある場合は、1 ヶ月につき下記の料金を頂き、事業所から「サービス提供証明書」を発行します。

居宅介護支援費（Ⅰ）取り扱い件数 45 件未満	
（ⅰ）要介護 1・2・3	12,380 円/月
（ⅰ）要介護 4・5	16,085 円/月
取り扱い件数 45 件以上 60 件未満	
（ⅱ）要介護 1・2・3	6,201 円/月
（ⅱ）要介護 4・5	8,025 円/月
取り扱い件数 60 件以上	
（ⅲ）要介護 1・2・3	3,716 円/月
（ⅲ）要介護 4・5	4,810 円/月

居宅介護支援費（Ⅱ）取り扱い件数 50 件未満 一定の情報通信機器（AI を含む）の活用または事務職員を配置	
（ⅰ）要介護 1・2	12,380 円/月
（ⅰ）要介護 3・4・5	16,085 円/月
取り扱い件数 50 件以上 60 件未満	
（ⅱ）要介護 1・2	6,007 円/月
（ⅱ）要介護 3・4・5	7,786 円/月
取り扱い件数 60 件以上	
（ⅲ）要介護 1・2	3,568 円/月
（ⅲ）要介護 3・4・5	4,674 円/月

* 居宅サービスなどの利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等、必要な業務や給付管理のための準備が行われ介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱いが適当と認められるケースについて居宅介護支援費の基本報酬の算定を行う。

②加算

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 初回加算 | 3,420 円/初回利用時に一回 |
| (2) 入院時情報連携加算 (Ⅰ) | 2,850 円/入院時に一回。当日に情報提供した場合。 |
| 入院時情報連携加算 (Ⅱ) | 2,280 円/入院時に一回。3 日以内に情報提供した場合。 |
| (3) 退院、退所加算 (Ⅰイ) | 5,130 円/病院などの職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により一回受けた場合 |
| 退院、退所加算 (Ⅰロ) | 6,840 円/病院などの職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより一回受けた場合 |
| 退院、退所加算 (Ⅱイ) | 6,840 円/ 病院などの職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けた場合 |
| 退院、退所加算 (Ⅱロ) | 8,550 円/病院などの職員から利用者に係る必要な情報の提供を二回受け、うち一回以上はカンファレンスに参加した場合。 |
| 退院、退所加算 (Ⅲ) | 10,260 円/病院などの職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスに参加した場合。 |
| (4) 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,280 円/月に二回を限度 |
| (5) 通院時情報連携加算 | 570 円/月に一回限度 |
| (6) ターミナルケアマネジメント加算 | 4,560 円/月 |
| (7) 特定事業所加算 (Ⅰ) | 5,916 |
| 特定事業所加算 (Ⅱ) | 4,799 円/月 |
| 特定事業所加算 (Ⅲ) | 3,682 円/月 |
| 特定事業所加算 (A) | 1,299 円/月 |

(重要事項説明書 別紙 1-2)

指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1) 担当介護支援専門員

氏 名

(連絡先 : 03-5726-9508)

(2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

【令和 3 年 4 月 1 日時点】

介護保険 適用の有無	利用料 (月額)	利用者負担 (月額)	交通費の有無
有・無	円	0円	(有・無) サービス提供 1 回当たり… (円)

(3) 1 ヶ月当りの利用者負担額 (利用料とその他の費用の合計) の目安

利用者負担額の目安額	
------------	--

☆ 当事業所が提供する居宅介護支援について、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

事業者 東京都世田谷区等々力 6-5-3
株式会社 コスモインターリアリティー
代表取締役 米田 照子 印

上記内容の説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

代理人